

## 町外からの2農業法人の参入で遊休農地化を防止

取組主体 ・ 藤里町農業委員会

地区名 ・ 室岱地区他3地区

取組面積 ・ 27ha

取組年次 ・ 平成28年

取組内容 ・ 米及び大豆の作付け

取組のきっかけ ・ 担い手農家からの借受農地の返還の相談

取組の理由 ・ 大規模な農地の遊休化を防止

## 取組の概要

- 地域の担い手として農地の集積に取り組んできた認定農業者が突然死亡し、その家族から借受農地の返還について農業委員会が相談を受けた。
- 相談を受けた農業委員会では、返還される農地は27haと大規模であったため、町内の認定農業者への声かけを行い約0.9haを貸付けするとともに、農地中間管理機構へも相談を行った。
- 相談を受けた農地中間管理機構では、ともに町外法人ではあるものの、藤里町内の農地の借受申込みを行っていた法人及び飼料用作物を栽培できる農地を探していた法人に対して26.1haを貸付けすることにより、農地の遊休化を防ぐことができた。
- 2法人では、地元自治体外での規模拡大を計画しており、飼料作物等迅速に栽培出来る計画を有し、農業機械や苗などの調達を自社で行うことが可能だったため効率的に農作業が進み、年度内に農作物を栽培することができた。
- また、借受けした農業法人で雇用者を募集したところ、町内の若者1名から申し込みがあり、新規雇用することができた。

## 取組体制

## 地域住民のルール

【土地所有者】  
離農

相談

【藤里町農業委員会】

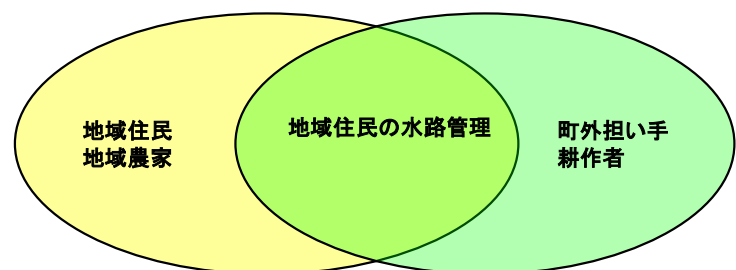


町外の希望者について相談

【農地中間管理機構】



【町外の農業法人】



## 地域の住民や農家に配慮



地域住民による水路管理や多目的機能支援事業等の共同作業に参加してコミュニケーションを図る。

## きっかけは？

認定農業者の家族から農地の返還について農業委員会が相談を受けたことから、農地の遊休化を防ぐために町内の認定農業者への声かけや農地中間管理機構への相談を行った。

## 活用した支援策

○多面的機能支払交付金（国）（H29～）

## 課題と解決

引き受け  
手確保

・地域の担い手の死亡による借受農地の返還について農業委員会が相談を受け、農地中間管理機構を通して町外の2農業法人へ貸し付けることによって引き受け手を確保した。

利用調整

・農地所有者に対してアンケートの実施、全体説明会の開催、2ヶ月間での貸借契約。

取組作業

・藤里町農業委員会が中心となって手続きを行った。

導入作物

・米、大豆

販路

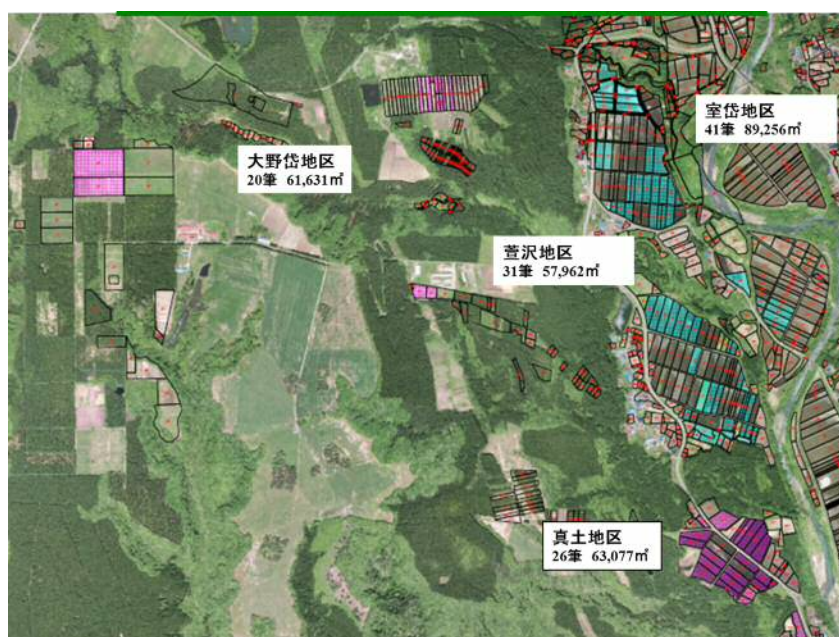
・米穀卸業者販売、インターネット販売

## 取組主体等から一言

- 藤里町農業委員会を介して地域の水利組合等の共同作業に参加しており、社員は地域住民や農家とのコミュニケーションを取ることができた。
- 白神山地の自然に恵まれた環境で作った米は、消費者からの評価が高いことから、藤里町で今後規模拡大を図りたい。

【町外参入農業法人】

## 作業状況等



農地の分布図

営農中



稲刈

営農中



大豆栽培

連絡先：秋田県藤里町農業委員会（電話番号：0185-79-2114）